

# 一般財団法人練馬みどりの機構定款

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、一般財団法人練馬みどりの機構と称する。

(事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を東京都練馬区に置く。

2 この法人は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的および事業

(目的)

**第3条** この法人は、区民、区内事業者および練馬区の三者の協働により、練馬らしいみどり（練馬区内の屋敷林、雑木林および農地などをいう。以下同じ。）に関する事業を行い、練馬区内のみどりの保護および保全、育成および活用ならびに新たなみどりの創造に寄与することを目的とするとともに、みどりによる地域コミュニティの形成を目指すものとする。

(規律)

**第4条** この法人は、理事会が別に定める自主行動基準を規範に、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持および向上に努めるものとする。

(事業)

**第5条** この法人は、第3条の目的を達成するため、つぎの各号に関する事業を行う。

- (1) 練馬らしいみどりの保護および保全、育成および活用に関する事業
- (2) 練馬らしいみどりの普及啓発ならびに調査および研究に関する事業
- (3) 特別緑地保全地区等の管理協定に関する緑地管理事業
- (4) 憩いの森および街かどの森の管理および設置に関する事業
- (5) 練馬区みどりを育む基金（愛称；練馬みどりの葉っぱい基金）に関する事業
- (6) 練馬区みどりの基本計画および練馬区みどり30推進計画をふまえた区民、区内事業者および練馬区の協働によるみどりに関する活動事業
- (7) みどりを媒介とした保健、福祉、生涯学習および子どもの環境教育の推進に関する事業
- (8) 区民が行う緑化活動に対する支援事業
- (9) 新しいみどりの創造に関する事業
- (10) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

**第6条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第3章 資産および会計

(設立者の氏名および住所ならびに拠出する財産およびその価額)

**第7条** 設立者の氏名および住所ならびにこの法人の設立に際して設立者が拠出する財産および価額は、つぎのとおりである。

住 所 練馬区豊玉北六丁目12番1号

設立者 練馬区長 志村 豊志郎

拠出財産およびその価額 現金300万円

(事業計画および収支予算)

**第8条** この法人の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の議決を経て評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

**第9条** この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事がつぎの書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号および第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、または承認を受けた書類のほか、つぎの書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事および監事ならびに評議員の名簿
- (3) 理事および監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### 第4章 評議員

(評議員)

**第10条** この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任および解任)

**第11条** 評議員の選任および解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、練馬区長の推薦するもの1名、評議員1名、監事1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、つぎの事項をいずれも満たす者を理事会において選任する。

- (1) この法人または関連団体（主要な取引先および重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者または使用人でないこと。
- (2) 過去に前号に規定する者となることがないこと。
- (3) 第1号および第2号に該当しない者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）でない者

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会または評議員会がそれぞれ推薦する

ことができる。評議員選定委員会の運営についての細則は理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、つぎの事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者との法人および役員等（理事、監事および評議員）との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、第10条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、つぎの事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
- (2) 当該候補者を1人または2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨および当該特定の評議員の氏名
- (3) 同一の評議員（2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（評議員の任期）

**第12条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

**第13条** 評議員に対して、1日当たり10,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、日当として支給する。

## 第5章 評議員会

（評議員会の構成）

**第14条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（評議員会の権限）

**第15条** 評議員会は、つぎの事項について決議する。

- (1) 理事および監事の選任および解任
- (2) 理事および監事の報酬等の額
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分

- (6) 基本財産の処分または除外の承認
  - (7) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項
- (評議員会の開催)

**第16条** 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

**第17条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の決議)

**第18条** 評議員会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分または除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の議事録)

**第19条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員および理事は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会規則)

**第20条** 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

## 第6章 役員

(役員を設置)

**第21条** この法人に、つぎの役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

- 3 代表理事以外の理事のうち、5名以内の者をこの法人の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）とすることができる。

(役員を選任等)

**第22条** 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事ならびに副代表理事および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定

する。

- 3 前項で選定された副代表理事および常務理事は業務執行理事とする。
- 4 監事は、この法人またはその子法人の理事または使用人を兼ねることができない。
- 5 各理事について、当該理事およびその配偶者または3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであることとする。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体（公益法人またはこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであることとする。監事についても同様とする。

（理事の職務および権限）

**第23条** 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また代表理事に事故があるときまたは代表理事が欠けたときは、その職務（代表権の行使を除く。）を代行する。
- 4 常務理事およびその他の業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 代表理事および業務執行理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務および権限）

**第24条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

**第25条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残存期間とする。ただし、増員された監事の任期については、現任者の残存期間が2年に足りないときは、前項によるものとする。
- 4 役員は定款で定めた役員員数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（役員解任）

**第26条** 役員がつぎのいずれかに該当するときは、評議員会の議決によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められるとき。
- (役員報酬等)

**第27条** 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、評議員会が別に定める役員等の報酬規程による。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- (名誉会長および顧問)

**第28条** この法人に名誉会長および顧問を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長および顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めたうえで選任する。
- 3 名誉会長および顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長および顧問の職務)

**第29条** 名誉会長および顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べることができる。

## 第7章 理事会

(理事会の構成)

**第30条** 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

**第31条** 理事会は、つぎの職務を行う。

- (1) 評議員会の開催日時および場所ならびに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更および廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事および業務執行理事の選定および解職

(理事会の招集)

**第32条** 理事会は、代表理事が招集する。ただし、代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときおよび監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事は、前項ただし書きによる場合は、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事および各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

**第33条** 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の議決)

**第34条** 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(理事会の決議の省略)

**第35条** 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会の報告の省略)

**第36条** 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第23条第5項の規定による報告には適用しない。

(理事会の議事録)

**第37条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事および監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会規則)

**第38条** 理事会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第8章 会員

(会員)

**第39条** この法人の主旨に賛同し、事業活動を協働して行い、協力および支援する個人または団体を会員とする。

2 その他、会員に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(会員総会)

**第40条** この法人は、協働の理念に基づき、会員総会を開くことができる。

(会員の権能)

**第41条** 会員は、総会でつぎの事項について審議し、この法人の運営等に関しての要望および意見を理事へ提言することができる。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画および収支予算
- (3) 事業報告および収支決算
- (4) その他機構の運営に関する事項

2 会員は、理事会の業務執行の決定に基づき、協働して業務運営を行う。

(会員総会の開催)

**第42条** 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、つぎの各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員（正会員に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。）総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

3 その他、総会に関する必要な事項については、理事会の議決により別に定める。

## 第9章 委員会

(委員会)

**第43条** この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## **第10章 事務局**

(事務局の設置等)

**第44条** この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。

3 事務局長および重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(備付け帳簿および書類)

**第45条** 事務局には、常につぎに掲げる帳簿および書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事および評議員の名簿

(3) 登記に関する書類

(4) 定款に定める機関の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 役員等の報酬規程

(7) 事業計画書および収支予算書

(8) 事業報告書および計算書類等

(9) 監査報告書および会計監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿および書類

2 前項各号の帳簿および書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第49条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

## **第11章 定款の変更および解散等**

(定款の変更)

**第46条** この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条および第5条ならびに第11条についても適用する。

(解散)

**第47条** この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

**第48条** この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の議決により、この法人と類似の事業を目的に使用することを条件とする他の公益法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の配分は行わない。

## **第12章 情報公開および個人情報の保護**

(情報公開)

**第49条** この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、活動状況、運営内容および財務資

料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報保護)

**第50条** この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(公告)

**第51条** この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

### 第13章 補 則

(委任)

**第52条** この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

### 第14章 附 則

(設立時評議員)

**第53条** この法人の設立時評議員は、つぎのとおりとする。

設立時評議員	井口 弘毅	篠 利雄	井戸 勤	金子 忠一
	鹿島 章吉	保科 成徳	伊藤 政寛	

(設立時役員)

**第54条** この法人の設立時理事、設立時代表理事および設立時監事は、つぎのとおりとする。

設立時理事	品田 穰	内田 市五郎	堀内 勲
	渡邊 和嘉	高橋 一輔	白石 好孝
	伊藤 金弥	小保方 恒雄	佐藤 勝彦
	白瀬 寿久	岡本 昭正	小口 深志
	木谷 勝	乾 嘉行	

設立時代表理事	品田 穰
---------	------

設立時監事	皆川 恒男	中村 斉昭
-------	-------	-------

(最初の事業計画等)

**第55条** この法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

**第56条** この法人の設立初年度の事業年度は、第6条の規定にかかわらず、設立の登記の日から平成22年3月31日とする。

以上、一般財団法人練馬みどりの機構の設立のためこの定款を作成し、設立者がつぎに記名押印する。

平成21年3月13日

設立者 練馬区長 志村 豊志郎 印